

山梨県立大学看護学部紀要要項

(平成22年4月1日制定 看護4302号)

(平成22年6月16日一部改正)

(目的)

第1条 この要項は、山梨県立大学看護学部（以下「看護学部」という）において、研究業績を発表する学術論文集に関する必要事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条に規定する学術論文集は、これを山梨県立大学看護学部紀要（以下「紀要」という）と称する。

(編集)

第3条 紀要の編集は、看護学部学術情報・紀要委員会（以下「紀要委員会」という）が行う。

(発行)

第4条 紀要は年1回定期的に発行することを原則とする。ただし、特別に必要があると紀要委員会が認めたときは、看護学部教授会（以下「教授会」という）の議を経て、臨時にこれを発行することが出来る。

(投稿資格)

第5条 紀要への投稿資格者は次の通りとする。

- 1 看護学部在籍する専任の教員
- 2 看護学部の専任教員を含む共同研究者（ただし筆頭著者は看護学部専任の教員）
- 3 その他紀要委員会が投稿を依頼した者

(掲載内容)

第6条 紀要に掲載する論文は未発表のものとし、その内容は次の通りである。

- 1 総説：特定のテーマについて、多面的に知見を集め、また文献等をレビューし、総合的に学問的状況を概説し考察したもの
- 2 原著：研究が独創的で新しい知見が論理的に示されており、学問的に意義が明らかなもの
- 3 報告：内容が原著論文には及ばないが、研究結果としての意義が大きく発表価値が認められるもの
- 4 資料：報告には及ばないが、有用な調査データや文献など参考になるもの
- 5 その他：紀要委員会が適当と認めたもの

(掲載の採択)

第7条 原稿の採択、掲載順は紀要委員会において決定する。

(審査)

第8条 紀要委員会は投稿原稿の審査を専門分野の研究者に依頼することが出来る。

- 2 依頼された研究者は、紀要委員会から指定された日時までに依頼された原稿を審査し、その結果を紀要委員会に報告しなければならない。

(著作権)

第9条 紀要に掲載された論文・報告等の著作権（財産権）は、公立大学法人山梨県立大学に帰属する。

(投稿基準)

第10条 投稿は、山梨県立大学看護学部紀要投稿基準によるものとし、別に定める。

(要項の改正)

第11条 この要項の改正は、紀要委員会の審議を経て、教授会で決定する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年6月16日から施行する。